

郡山市資源回収業者等報奨金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、再生利用可能な古紙、繊維、金属、ビン類その他の資源物で市長の指定するもの（以下「資源物」という。）の集団回収運動において市場価格の低落等により資源物が引き取られない状況が生じた場合、資源物を回収する業者等に対し報奨金を交付することにより資源物の回収運動を推進し、資源の再利用及びごみの減量を図ることを目的とする。

(報奨金の交付対象等)

第2条 報奨金の交付対象は、資源回収実施団体から資源物を回収する業者で、市内に事務所若しくは営業所を有するもの又はその組織する団体（以下「回収業者等」という。）とする。

2 報奨金は、回収業者等が回収した資源物について、1 kg当たり6円を限度として予算の範囲内において市長が別に定める額を交付するものとする。

(登録等)

第3条 報奨金の交付を受けようとする回収業者等は、郡山市資源回収業者等登録申請書（様式第1号）に資源物の引き取りを行っている集団回収実施団体の一覧表を添えて市長に提出し、その登録を受けなければならない。

2 前項の規定に基づき登録を受けた回収業者等は、その登録事項に変更が生じた場合は、郡山市資源回収業者等登録事項変更届（様式第2号）を速やかに市長に届けなければならない。

3 登録を受けた回収業者等が、当該登録に係る業務を休止し、又は廃止するときは、郡山市資源回収業者等登録廃止届（様式第3号）により速やかに市長に届けなければならない。

(報奨金の交付申請)

第4条 報奨金の交付を受けようとする回収業者等は、資源物の引き取りを実施した月ごとに、資源回収集荷引取伝票（様式第4号）を添付して郡山市資源回収業者等報奨金交付申請書（様式第5号）により当該実施月の翌月15日までに市長に申請しなければならない。

(報奨金の交付)

第5条 市長は、前条の申請書を審査し、適当と認めるときは、報奨金を交付するものとする。

2 報奨金は、資源物の引き取りを実施した月分を原則として当該月の翌々月に交付する。

(報奨金の返還)

第6条 市長は、回収業者等が偽りその他不正の行為により報奨金の交付を受けたときは、その一部又は全部を返還させるものとする。

(登録の取消し)

第7条 市長は、第3条の登録を受けた回収業者等に報奨金の請求について、偽りその他不正の行為があった場合その他第1条の目的に反する行為があった場合は、その登録の取消しその他の措置をとることができる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。